

<相続財産管理人の選任>

1 概要

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は、被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお、特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

2 申立人（申立てができる人）

- ・ 利害関係人（被相続人の債権者、特定遺贈を受けた者、特別縁故者など）
- ・ 検察官

3 申立先

- ・ 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・ 被相続人の最後の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。

(被相続人の最後の住所地)	(申立先)
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

被相続人の最後の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・ 収入印紙・・・800円
- ・ 連絡用の郵便切手・・・82円×9枚、10円×8枚（合計818円分）
（後日、官報公告料等が必要になります。具体的な金額は、申立てをしていただいた後に担当者からお知らせさせていただきます。）

5 申立てに必要な書類

- ・ 申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
- ・ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票

- ・ 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・ 財産目録
- ・ 財産目録に記載した，財産の内容を証する資料（不動産登記事項証明書〈未登記の場合は固定資産評価証明書〉，預貯金及び有価証券の残高が分かる書類〈通帳写し，残高証明書等〉等）
- ・ 申立人において被相続人との関係での利害関係を証する資料（賃貸借契約書写し，金銭消費貸借契約書写し等，申立人と被相続人が親族関係の場合には戸籍謄本〈全部事項証明書〉）
- ・ 相続関係図（作成できる場合には作成してください。）
〈場合により必要な書類〉
- ・ 相続人全員の相続放棄申述受理証明書（相続人全員が相続放棄をした場合）
- ・ 申立人の資格証明書（申立人が法人の場合）
- ・ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・ 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいる場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・ 代襲者としてのおいめいで死亡している方がいる場合，そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

※ 同じ書類は1通で足りません。

※ もし，申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は，その戸籍等は，申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 戸籍等の謄本等は，3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 審理に必要な場合は，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

注 家事事件手続（調停，審判，調査等）においては，録音・録画・撮影は禁止されています。